# 第36回東京圈国家戦略特別区域会議 東京都提出資料

〇都市計画法の特例等を活用し、まちの回遊性を強化する歩行者ネットワークや、ビジネス支援施設、居住・滞在施設等の整備等により、国際競争力強化の実現に資する3つのプロジェクトを推進

# 【渋谷二丁目西地区】

東京建物㈱、UR都市機構

#### 〇都市計画法の特例

- ・ 渋谷の広域交通機能を強化するバスターミナルや、駅からまちへ回遊が広がる歩行者 ネットワークの整備
- ・次世代イノベーション創出に資するビジネス 支援施設や、観光客等の宿泊需要を満たす 国際水準の宿泊施設の整備
- ○住宅の容積率に係る建築基準法の特例 外国人等の多様なニーズに対応した 居住施設(約100戸)を整備



<建物外観イメージ>

# 【日本橋一丁目東地区】

東急不動産㈱、三井不動産㈱、日鉄興和不動産㈱

#### 〇都市計画法の特例

- ・まちと水辺をつなぐ重層的な歩行者ネット ワークや、首都高上部空間を利用した日本 橋川を望む憩い広場の整備
- ・都心型複合MICE拠点の形成に資するカンファレンスやサービスアパートメントの整備
- ○住宅の容積率に係る建築基準法の特例 外国人等の多様なニーズに対応した 居住施設(約30~60戸)を整備



<建物外観イメージ>

## 【南池袋二丁目C地区】※変更

南池袋二丁目C地区市街地再開発組合、住友不動産㈱、野村不動産㈱、UR都市機構

#### ○都市計画法の特例

- ・東池袋駅周辺エリアの歩行者ネットワーク 拡大に資する交通結節機能の整備 ※地下通路の一部を変更
- ・隣接する豊島区庁舎と連携した保健所の 導入や、子育で・高齢者支援施設に加え、 高質な居住機能の整備



- 認定案件
- 二国間協定に基づき、英語による日本の医師国家試験に合格した外国医師については、日本国内で外国人に対する診療が可能となるが、医師の人数や診療可能な医療機関に制限がある。
- 一方、金融系外国人材等の受入を促進するためには、本人とその家族が英語などの母国語で安心して受診できる 医療機関など、外国人が暮らしやすい環境の整備が必要
- 外国医師が診療可能な医療機関を拡大できる国家戦略特区の特例は、金融系外国人材等の生活環境整備に 大きく貢献
- 今回、NTT東日本関東病院において、アメリカ人医師1名を受け入れるため、本特例を活用



# 今回認定する医療機関

NTT東日本関東病院(品川区)

アメリカ人医師1名



## 認定済医療機関

順天堂大学医学部附属順天堂医院(文京区)

聖路加国際病院(中央区) 及び聖路加メディローカス (千代田区) 慶應義塾大学病院(新宿区)

アメリカンクリニック東京(港区)

トウキョウ メディカル エンド サージカル クリニック(港区)

## 現行の外国人創業活動促進事業(出入国管理及び難民認定法の特例)について

#### 【事業の概要】

入管法上の在留資格である「経営・管理」(新たに事業を立ち上げ、経営者に就く者等への在留資格)の上陸審査基準緩和

- ⇒ 現行法上、外国人が上陸時または在留資格「留学」からの変更時に求められる要件(「2名以上の常勤職員の雇用」又は「500万 円以上の投資額」及び**事業所**\*の確保)について、上陸後6月以内に充足できること等を自治体が確認した場合は、在留が可能に
- \*事業所:ここでいう「事業所」は、以下の条件を備えたものである必要がある。
  - 居住スペースと事業のために使用するスペースが明確に区分されていること。
  - 一定以上の広さ・設備があり、かつ、明確な仕切りがあること。 **→ コワーキングスペース等は事業所として認められない**

#### 「事業所」確保の課題

入国後間もない外国人は信用力が低く、賃貸借契約を締結することが困難。また、事務所用オフィスは賃料が高く、財政的にも負担が大きい。

初回

経営

管理 」ビザ更新

## 「事業所 |要件の緩和

#### 【出入国在留管理庁によるガイドライン策定】

○在留資格「経営・管理」の初回更新時に限り、 自治体が認定するコワーキングスペース等を当該 事業上での「事業所」として認めることが可能となった。 (令和2年3月)

## 東京都における拡充の可能性

- 都内には数多くのコワーキングスペースが存在。
- 23区内等、利便性の高い立地にありながら、事務所用オフィスよりも安い料金で 賃借が可能。
- コワーキングスペース等を事業所として認めることで、創業を希望する外国人の 利便性が向上!

## 拡充後のイメージ

創業希望外国人



東京都



最長6か月

在留資格「経営・管理 で創業活動

創業活動計画書作成

面談により都が事業内容確認 →創業活動確認証明書発行

### 地方出入国在留管 理局



地方出入国在留管理局に

在留資格「経営・管理」で滞在

最長1年

東京都が認定するコワーキング スペース等を「事業所」とする。

※創業人材からの申請に基づいて個別に 在留資格「経営・管理」の更新を申請認定

ザ更新

次回

経営

管 理

# 都市再生プロジェクト(宮益坂地区・品川駅西口地区)の追加 (44→46)

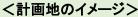
〇東京都は、現在、国際競争力の強化に資する44の都市再生プロジェクトを都市計画法の特例等の対象としており、今回、事業の熟度が高まってきた2つのプロジェクトを追加する

# 【宮益坂地区】

東急株、ヒューリック株

- ○渋谷駅東口のゲートとなる地下広場、立体広場空間の 整備等による重層的な歩行者ネットワークの形成
- ○渋谷の魅力をより一層向上させる 多目的ホールや国際水準の宿泊施設の整備







<多目的ホールイメージ>

# 【品川駅西口地区】

京浜急行電鉄㈱、㈱西武プロパティーズ、 高輪三丁目品川駅前地区市街地再開発準備組合、UR都市機構

- 〇品川駅周辺の改良や国道整備と連携した、駅前広場や 歩行者ネットワークの整備
- ○豊かな緑を活かした景観の形成やMICE機能の充実及び これらを中心とした国際ビジネス拠点の形成



<計画地のイメージ>

※Google Maps から引用し、作成